

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第11号

#### 解雇の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書（可決）

安倍政権は、いわゆる「アベノミクス」3本の矢の3つ目として、6月にも成長戦略を取りまとめ、その内容を骨太方針に盛り込むことを予定して、政府の経済財政諮問会議や産業競争力会議、規制改革会議での議論が進められている。

その中では、持続的な成長を実現するためには、労働市場改革や雇用制度改革が必要不可欠であるとして、「雇用維持型の解雇ルールから労働移動型ルールへの転換」をうたい、「限定正社員」の導入、解雇を原則自由にするような労働契約法の改正、再就職支援金を支払うことで解雇できるルールづくり（解雇の金銭解決制度）などが提案されている。また、一定の年収以上の人について労働時間を管理しなくてもよい「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入や派遣法のさらなる緩和、労働時間規制緩和なども取り上げられている。

「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、違法な解雇であっても、労働者は職場に戻れなくなってしまう。また「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入によって、何時間残業しても残業代が支払わなくてもよくなる。どれだけ働いても残業代が支払われなくなるだけでなく、実労働時間が把握されなくなり、過労死にもつながる長時間労働に拍車がかかりかねない。派遣法を規制緩和の方向にかじを切ることは、派遣労働者の雇用不安定をまたもや増大させることにつながりかねない。

「成長戦略」の名のもとに、働く者の雇用を脅かすような労働者保護の規制緩和（解雇規制や労働時間規制などの緩和）をすることは認められない。

しかもこうした議論が行われている「産業競争力会議」や「規制改革会議」などは、使用者側を中心とした人員で構成されており、労働者側のメンバーは一人も含まれていない。労働者・労働組合の意見や利益を代弁する立場にある者抜きに、労働の現場や実態を全く知らない使用者の論理で議論が進められている。

今我が国に求められているのは、不安定雇用や過酷な長時間労働の撲滅・是正、労使の労働条件を実質的に見て対等に決定できる仕組みの構築である。また、ブラック企業と言われるような労働関係法規を遵守しない使用者に法の遵守を徹底的にさせる仕組みの構築である。さらには、労働法を国民社会に浸透させるための学校、地域、職域、その他で行われる労働者教育を推進する施策の構築である。労働者保護を後退させ、格差社会を拡大させる姿勢は極めて問題であり、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことなど決して許されるものではない。

よって、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう強く求める。

#### 記

- 1 労使双方が、本来の労働者保護の法制度と理念を維持すべきであること。
- 2 労働者保護の規制緩和については、働く人の代表を含めて議論のやり直しを行うこと。
- 3 人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件を実現できるこれら施策の構築のための議論を行い、その実現がされるべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

## 議員提出議案第12号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（可決）

平成 24 年 6 月 21 日に超党派の議員により提案された「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が、衆議院本会議において全会一致で可決成立した。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被曝が予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には国の避難指示のある、なしにかかわらず、移動、住宅、就学、就業、移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、医療、就学、食の安全、放射線量の低減、保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

しかし、法の条文には「支援対象地域」の具体的な範囲設定についてはうたわれていない。また、本法律は総じて理念法の色彩が濃く、直ちに予算措置の裏づけを持った個別施策が実施されるわけではない。支援施策の詳細についても定められていない。

本法律の理念を実現する上で、一日も早く「基本方針」を策定することが不可欠であり、「基本方針」策定の過程においては、被災者・避難者らの直面する困難な状況に対して真摯に耳を傾け、被災者・避難者らの参加を実現し、本当に必要な施策がなされるような配慮が必要である。

一人一人の被災者、特に子どもたちに対する具体的な支援施策の早期実施と充実が求められている。にもかかわらず、「基本方針」はいまだ策定されておらず、具体的施策を実施するための予算措置も講じられていない。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項について早期に実現するよう強く求める。

### 記

- 1 早急に「支援対象地域」の範囲を設定すること。
- 2 原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力となるよう、基本方針を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性ある具体的な支援策を早期に実施すること。
- 3 健康被害の未然防止の観点から、定期的な健康診断や、医療費の減免に関する規定の実施を早期に行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 25 日

## 議員提出議案第13号

憲法第 96 条の発議要件緩和に反対する意見書（否決）

安倍首相は、ことし 1 月 30 日の国会答弁で、憲法 96 条の改正に取り組む旨を明らかにした。

憲法第 96 条は「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と定めている。これを「二分の一以上」に緩和するというものである。

憲法 96 条の発議要件を緩和しようとするのは、まず改正規定を緩和して憲法改正をやりやすくし、

その後憲法9条や人権規定等を改正しようとする意図を持っている。

憲法は基本的人権を守るため、国家権力の組織を定め、権力が濫用されるおそれがあるので、その濫用を防止するために国家権力に縛りをつける国の基本法である。

日本国憲法は国の基本的なあり方を定める最高法規であるので、憲法が改正される場合には、国会の審議においても、国民投票における国民の間での議論においても、十分慎重な議論が尽くされた上で改正がされることが求められ、法律制定よりも厳しい憲法改正の要件が定められたものである。

もし、充実した十分慎重な議論が尽くされないまま、簡単に憲法が改正されるとすれば、国の基本法が安易に変更され、基本的人権の保障が形骸化されるおそれがある。憲法をその時々々の支配層の便宜などのために安易に改正することは、国民の基本的人権の保障や我が国の統治体制にかかわるだけに、絶対に避けなければならないものである。

よって、憲法第96条の発議要件緩和に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

#### 議員提出議案第14号

##### 社会保障制度改革推進法の廃止を求める意見書（否決）

昨年8月10日に成立した社会保障制度改革推進法は憲法第25条に定められた社会保障、社会福祉に対する国の公的責任を放棄し、社会保障を自助、自立と共助に押し込め、さらに、受益と負担の均衡を前面に押し出し、負担した人だけが見返りとして相応の給付が受けられるという社会保障解体法である。

既に社会保障制度改革推進法に基づき、生活保護基準の引き下げが打ち出され、高齢者医療費の窓口負担増、介護保険サービスの縮小、年金給付額の切り下げなどが具体的に検討されている。

国の公的責任を明確にし、社会保障制度の改善、拡充を図る施策への転換を求める立場から、下記事項の実現を図ることを求める。

#### 記

##### 1 社会保障制度改革推進法を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

#### 議員提出議案第15号

##### 生活保護基準の引き下げ中止を国に求める意見書（否決）

国はことし8月から、生活保護を受けている人の96%に当たる世帯で基準引き下げを決めた。そもそも、低賃金、非正規労働者が増大し、貧困が広がる中で、生活保護を受けられる人の2割未満しか生活保護を受けられていない現状を放置し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活水準を下回る世帯が含まれた、国民の下位10分の1の支出水準と比較する検証方法にも誤りがあり、底なしの基準引き下げを容認するものである。

また、審議会では議論されてこなかった、消費者物価指数の下落分の引き下げもあわせて行ったが、指数が突出して高かった2008年度のみと比較し引き下げを決めたことやその下落分も生活保護世帯ではほぼ支出されていない(平均で生活扶助費の0.82%の支出)電化製品の下落分であることなど、削減

根拠に疑問が残る。

生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの健康で文化的な最低限度の生活(憲法第 25 条)を脅かすだけでなく、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながり、国民の各階層に影響を与える。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきである。

よって、下記事項について求める。

#### 記

- 1 生活保護基準の引き下げを中止すること。
- 2 生活保護費の国庫負担は現行の 75% から全額国庫負担にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 25 日

#### 議員提出議案第 16 号

#### 生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円の生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした特別な需要に応じて支給されていたのが老齢加算である。

全国で提起されている老齢加算をめぐる訴訟においては、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 25 日